

第17回投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：令和元年5月17日（金）10:10～12:10

2. 場所：合同庁舎4号館2階共用3特別会議室

3. 出席者：

（委員）大田弘子（議長）、原英史（座長）

（専門委員）角川歴彦、村上文洋

（事務局）田和規制改革推進室長、窪田規制改革推進室次長、林規制改革推進室次長
福島規制改革推進室次長、森山規制改革推進室次長
小見山参事官、小室参事官、長瀬参事官

（ヒアリング）

経済産業省商務・サービスグループ参事官（商品市場整備担当） 戸邊千広

総務省大臣官房審議官（情報流通行政担当） 奈良俊哉

総務省情報通信行政局情報通信作品振興課長 渋谷闘志彦

総務省情報通信行政局放送政策課長 湯本博信

総務省情報通信行政局地上放送課長 三田一博

文化庁審議官 内藤敏也

文化庁著作権課長 水田功

文化庁著作権課著作物流通推進室長 日比謙一郎

4. 議題：

（開会）

議題1：総合取引所の実現

議題2：電力小売市場の活性化に向けた提言

議題3：放送を巡る規制改革（フォローアップ）

議題4：規制改革推進に関する第5次答申（投資等分野）における構成（案）

（閉会）

5. 議事概要：

○小室参事官 それでは「規制改革推進会議 投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多用中、御出席いただき、まことにありがとうございます。

本日は、大田議長も御出席されております。

所用により、森下座長代理、飯田委員、八代委員が御欠席です。

それでは、ここからの進行は、原座長にお願いいたします。

○原座長 議題1「総合取引所の実現」です。

本会議で議論を進めておりますが、電力先物のTOCOMへの試験上場について、昨年の第3次答申において求めた海外取引所との提携、総合取引所との比較検証の結果に関して、きょう改めて経済産業省からヒアリングをしたいと思っております。

では、よろしく申し上げます。

○経済産業省（戸邊参事官） 経済産業省商品市場整備担当参事官の戸邊でございます。よろしく申し上げます。

資料に基づきまして、御説明させていただきます。

1 ページ目、これは経済産業省としての電力先物市場の位置づけ、考えでございます。御案内のとおり、今、完全自由化に向けたプロセスが進む中、卸電力市場、いわゆるスポット市場、この取引量は拡大しております。左のグラフですけれども、全部の需要量に占めるスポット市場でのシェアというものが3割以上ということで、急激に伸びております。

一方で、右にスポット市場の価格の推移がございますけれども、価格の変動も大きゅうございます。今、高圧部門以上につきましては料金規制もないですけれども、今後低圧向けの経過措置料金規制というの撤廃されていく方向という中で、価格をヘッジするための環境整備、具体的に言えば先物市場と。こういった役割がますます増大していくということが見込まれる。

そういう中におきまして、真ん中より下のところの電力先物市場に関する課題でございますけれども、これはこれまで大手の電力会社、あるいは新電力を含めていろいろ議論してきましたが、大きく3つ課題があるのかなと考えております。1つ目は、東京商品取引所、TOCOMでございますけれども、これの財務体質への不安感。それから、2つ目としまして、海外で大手電力などが燃料調達はしております。また、そこで価格ヘッジも一部されている中で、連携がとれないためになかなかメリットが乏しいのではないかとということ。3つ目が、この燃料費調整メニューを採用する電力会社、これは旧一般電力、大手電力会社、新電力ともにそうだと思いますけれども、そういった燃料費調整メニューを採用する会社が大宗を占める中で、ヘッジニーズが必ずしも高いわけではない。これが課題としてあるのかなと思っております。

このうち、まず①につきましては、これは本会議でも御説明させていただきましたが、このたびの総合取引所という議論の中で解決を追求していくことを考えているわけがございます。

②につきましては、海外の取引所のほうが優位性があるのではないかと御指摘があるかと思っております。一方で、TOCOMにおきましては、中東産ドバイ原油という原油の市場がございます。電力会社、これは燃料として原油ではなくてLNGを輸入しておりますが、実はLNGは長期契約で結ぶケースがほとんどでございます。その長期契約の価格がどうなっている

かといいますと、実はこれは日本の原油の通関統計、これの価格とリンクしておりまして、そういう意味ではTOCOMのドバイ原油の価格と、実際に大手の電力会社が輸入しているLNGの価格というのは非常に大きな相関関係がございます。

そういうわけで、このTOCOMのドバイ原油を使うことで、燃料のヘッジということも十分に可能なのではないかと考える次第でございます。

③につきましては、電力会社のヘッジへの問題意識の話と考えておりまして、ここにつきましては海外取引所でも総合取引所でも大きな違いはないのではないかと考えております。

先般の本会議でも申し上げましたが、海外取引所との提携、連携につきまして、総合取引所の議論と並行して検証してまいりました。その結果、海外取引所との提携につきましては、足元で動いております総合取引所という形の中で、電力を含めたエネルギー市場を構築していくという案に比べて、現時点ではなかなか具体化は難しいのではないかと考えている次第でございます。今回の規制改革会議での議論を経て実現される総合取引所という形でまずは追求していくことが、現時点では適切な選択肢なのではないかと考えているわけでございます。

1 ページ目、下のほうでございますが、当面の対応、2020年ごろと。これは電力の全面自由化というタイミングで考えているわけでございますが、そこまでの間、当面の対応としましては、まずは既に相対取引をベースにした先物取引というのがなされつつあります。これはこれで進めていただくということと、それから、ヘッジニーズのある新電力、特に大手電力というよりは新電力のほうが、このヘッジニーズは現時点では非常に強うございます。そういった新電力を中心に時限措置的な試験上場の準備を進めていく。

そして、次のステップとして、電気事業者が広く参加できる市場開設。これは本上場のイメージですけれども、そういったものを目指して検討を進めるといったことが、経済産業省としての当面の対応としての考えでございます。

すなわち、我々経産省としましては、電力会社のニーズに応じて不公正取引への対応等、こういったものが問題ないのであれば、例えばまずは試験上場の形で始めて、次のステップとして大手電力会社も広く参加できる市場、本上場を目指していくと考えている次第でございます。

このような中、TOCOMから新電力を中心とした参加予定者による試験上場の申請がなされたわけございまして、これは先日お示しした3 ページ目でございますけれども、右のほうでございますが、商品先物取引法にのっとりまして、右側の審査のポイントに従いまして、ここはこれまで本会議でもたびたび御指摘いただいたポイントと認識しております。こういったポイントに基づきまして、現在は審査しているところでございます。

○原座長 ありがとうございます。

○原座長 どうぞ。

○大田議長 ありがとうございます。

海外取引所との連携もいろいろ検証なさった上で総合取引所という形でいくというお話だと承りました。

その上で申し上げますと、総合取引所という形は実現いたしますが、TOCOMに残る商品については、金融・証券分野と一体でやる総合取引所は実現しないということを改めて確認しておきたいと思います。

本会議でも申し上げましたように、JPXグループに入ることで、TOCOMの信用補完はなされます。しかし、それはあくまでJPXグループの中のTOCOMについてであって、TOCOMに残る商品については、総合取引所という形にはならないということだけは確認しておきます。

○経済産業省（戸邊参事官） 我々はJPXグループの中に入って、商品の移管というものがこの間そういう方向で決まりましたという中で、全体として見れば、これは総合取引所として、取引所同士の中での協議の結果として進めていくと理解しております。

○大田議長 グループ全体として総合取引所の形はできますが、エネルギー商品のデリバティブについては、金融・証券と一体となってワンストップで行うという形の取引にはならないわけですね。先日の本会議でも、エネルギーだけ別という扱いについて、基本合意に書かれた「当面」の扱いをどうお考えかということについて御意見を伺いました。

○経済産業省（戸邊参事官） それは前回藤木から申し上げたとおりだと思います。

○原座長

電力先物市場に関してですが、TOCOMでは不安があるということを私たちは昨年からずっと繰り返し申し上げてきました。持ち株による総合取引所によって、財務面での不安が一定程度減少はするのだと思いますが、TOCOMで電力先物を上場することへの不安が解消したわけでは全くないと思っています。

お話にもあったように、海外の取引所との提携の可能性、これもまだ全くないわけではないのだろうと思います。電力システム改革の観点で、本当にどういった市場を設けることが最適なのか。これは確定しているとは言えない状況だと思います。

その中で今回の試験上場によって私が心配しますのは、TOCOMが上場するというのが既成事実化しないかです。試験上場を今のタイミングで急いで進める必要が本当にあるのでしょうか。

○経済産業省（戸邊参事官） まず、きょうお示しした1ページ目の資料で、電力事業者が燃料面、それから、特に新電力などは電気の価格のほうですけれども、その面で価格変動にさらされているというのは紛れのない事実でございます。

その中で、新電力サイドは特にヘッジニーズがあるということで、そういったニーズも踏まえて、今回TOCOMから申請が出てきたわけでございます。それは個別の話ですので、全体の話だということでありますれば、全体の話としましても、特に新電力を中心としたヘッジニーズですので、価格をヘッジするための環境整備が必要だという声は現実にあると私自身も認識をしております。

その中で、今回のTOCOMの案が妥当なのかどうかにつきましては、これは3ページ目になりますけれども、経産省として関係部署ともしっかり調整をして審査をするということでございます。

○原座長 審査をされるのは、商品先物取引法に基づく審査なので、電力システム改革の観点で最適な市場なのかの審査とは違うと思うのです。

○経済産業省（戸邊参事官） 重なる部分もありまして、3ページ目ですけれども、審査のポイントのところにありますように、現物の生産・流通への影響というのが、商品先物取引法上、それは見なくてはいけないことになっておりまして、そこはまさにこの3ページの右下のほうに書いてあります、先渡し市場であるとか、ベースロード市場等の現物市場、ここに当然スポット市場も入りますけれども、そういったエネルギー政策との整合性というのは、審査の見なくてはいけないポイントになっております。

それから、どこかのタイミングで経過措置料金が撤廃をするということで、今、システム改革が進んでいるということでございますので、現時点でも価格変動リスクにさらされている。今後低圧も含めて撤廃されればそこがより拡大するわけでございます。では、そのときに市場を整備するののかというよりは、ふなれな事業者がそのときになってすぐに対応できるかといったこともあるかと思えます。実際、現在将来に備えて実験的に先物取引みたいなものできないのかという声もあるわけでございます。

そこは我々も決して拙速にやるつもりもないですけれども、大きな方向性としては、先物市場というのは、それなりの早いタイミングで必要だということでございますので、そのタイミングが今回なのか、それは、この内容がこの申請で満たしているのかといったところは、商品先物取引法で見ていくということで対応していきたいと思っております。

○原座長 いろいろな努力もされ、また、制約条件の中でやっていращやることは理解します。ただ、一方で、これも繰り返しですが、去年の答申で私たちがお願いしたのは、電力システム改革の観点で最適な市場をつくることです。どこかの取引所から申請が出てきたらつくりますというのではなくて、政府として措置を講じてくださいということをお願いしておりました。

したがって、今回、既に申請が出てしまいましたという状態になっていますが、ぜひお願いをしておきたいのは、安易な審査をしないでいただきたい。一部の新電力でこういったヘッジニーズがあるのだと思います。また、TOCOMで試験上場の申請もなされている。それだけをもって、ともかくつくってしまおうということではなく、昨年から私たちがお願いをしているように、電力システム改革の観点でのあるべき市場をつくるための政府としての措置を引き続きやっていただければと思っております。

○経済産業省（戸邊参事官） 趣旨は承知しました。我々も電力システム改革の中での先物市場という位置づけのもと進めておりますので、今の御趣旨は昨年来の御指摘と認識しておりますし、今、審査の過程でも認識して進めていきたいと思っております。

○原座長 あと、よろしゅうございますか。

では、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

(経済産業省退室)

○原座長 では、議題2「電力小売市場の活性化に向けた提言」です。

この意見が決定された場合には、本会議において御議論をいただきたいと考えております。

資料2について、事務局からお願いできますか。

○長瀬参事官 資料2でございます。これは4月に市場の活性化の関係では、ヒアリングを複数回行っていただきました。有識者として東大の松村先生、新電力のエネットさん、F-Power、エネ庁さん等からもヒアリングをして、その結果、座長のもとでお考えを整理していただきました。「電力小売市場の活性化に向けた提言(案)」でございます。

冒頭のところでございます。電力小売市場は、平成12年以降段階的に自由化が進められ、28年の小売全面自由化により、一般家庭を含む全ての需要家が、電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになった。

全面自由化から3年が経過し、事業者間の競争は一定程度進展してきた。しかし、新規参入者のシェアは約15%にとどまり、決して高いとは言えず、旧一般電気事業者、この辺の言い方は旧一電と言っていますが、以下「大手電力会社」がわかりやすいということで、そうさせていただきます。大手電力会社とか、あるいは100%御会社などの関連事業者がその販売力シェアを回復している地域も見られる。その中には、代理店とか取次店を通じて、そうした失地回復が行われているものも含むということでございます。

電力システム改革は本来、新規参入が活発になされ、大手電力会社が競争圧力にさらされ、消費者・需要家がより安価で多様なサービスを受けることができる競争環境の実現を目指してきたが、現状ではまだ、道半ばにも至っていない。

その最大の要因は、発電設備の約8割を大手電力会社等が保有しており、実質的には大手電力会社の発電市場の独占力をてこに小売市場における競争を制限し得る状況が残っていることである。

電力システム改革が本来目指してきた競争環境を実現するため、必要な施策について下記のとおり提言を行うとしておりまして、1、2、3と記しております。

最初が「1. 大手電力会社による『内外無差別』の電力供給を」ということでございます。大手電力会社から小売電気事業者への電力卸供給に当たっては、大手電力会社の小売部門が窓口となって売却が行われているケースが相当数ある。しかし、小売部門にとって、新規参入の小売事業者は競争相手であるため、卸供給の量を抑制して相対契約をふやす強い誘引がある。

また、市場で取引される電力の厚みを増すために、大手電力会社は内部の売買取引の一部を取引所経由で行う「グロス・ビディング」と呼ばれます取り組みを国の要請に応じて、2016年に任意の取り組みとして開始したが、このグロス・ビディングにおきましても、売

買入札を同一の担当者が実施しており、発電部門と小売部門の情報遮断が行われていない。そのため、小売部門と新規参入者とのイコールフットイングが実現していない。

小売電力市場を競争的に機能させるためには、発電部門を有する大手電力会社の小売部門と新規の小売事業者との公平性を確保することが必要である。すなわち、大手電力会社の発電部門から、自社内の小売部門と外部の小売事業者とに「内外無差別」で卸供給を行うことが望ましい。

したがって、今年度内に以下の検討を行い、必要な措置をとるべきであるとしたしまして、（１）大手電力会社が行う電力の卸供給について、公正かつ有効な競争の観点から、発電部門が行うことが望ましい旨を、ガイドラインその他の形において明確に示すこと。

（２）グロス・ビディングにおいて、大手電力会社の発電部門と小売部門が分かれて売買入札を行うことが望ましい旨を、ガイドラインその他の形において明確に示すこと。これが最初の項目でございます。

「２．卸電力市場の透明性の確保」でございます。卸電力市場の取引に当たっては、インサイダー取引を防止するために、一定規模以上の発電ユニットの計画停止・計画外停止や、送電設備の運用容量・使用状況に関する情報について、公開を行うこととされている。

しかし、これらの情報と同様に市場価格に重大な影響を及ぼし得る発電所の稼働状況、これは燃料制約などの発電所の稼働に影響を与える情報も含むということでございますが、これにつきましては、公開が求められていない。そのため、発電所を有する大手電力会社とそれ以外の事業者とで、情報の非対称性が生ずることとなり、インサイダー取引や相場操縦が行われる可能性も否定できない。

こうした情報は事業者の経営情報が込まれるケースであることなどにも留意しつつ、卸電力市場における適正な取引を促進するとともに、多様なプレーヤーにとっての市場に関する予測可能性を向上させる等の観点から、情報公開が適切に行われることが不可欠である。

したがって、市場価格に重大な影響を及ぼし得る発電所の稼働状況等に関する情報について、適切かつタイムリーな開示が行われるよう、早急に検討を進め、今年度中に結論を得るべきである。これが２つ目でございます。

「３．競争活性化に向けた一番の市場整備を」ということございまして、一定量の電力を安定的かつ低価格で供給できる電源をベースロード電源といい、石炭火力、大型水力、原子力等がこれに含まれる。これらベースロード電源は、大手電力会社が保有しており、新規電力事業者にはアクセスが困難である。そのため、ベースロード電源へのアクセスの公平性を実現するために、「ベースロード市場」の創設が検討され、本年中に開設の予定である。

この市場においては、大手電力会社が供出する価格が競争上適切であること、すなわち、自社内にベースロード電源を卸供給する価格と比べて不当に高くならないことが極めて需要である。

一方、低炭素社会の構築のために、小売電力事業者には、調達する電力の非化石電源、これは再生エネルギー、大型水力、原子力等々でございますが、その比率を2030年度までに44%以上にすることが、エネルギー供給高度化法によって求められている。そこで、非化石電源からの電力を分離して証書を発行し、非化石価値を取引する市場が創設されたという状況でございます。

この制度においては、大型水力等の非化石電源を有しない新規参入の小売事業者の競争に与える影響にも十分留意することが重要であるをいたしまして、今申しました、したがってのところでございます。ベースロード市場の創設及び非化石価値取引市場の設計において、以下の点に留意した措置を講ずるべきである。

(1) 大手電力会社からベースロード市場への供出価格について、自己またはグループの小売部門に対するベースロード電源の卸供給価格を不当に上回らないよう監視することが重要であり、産業用、これは（大量の電力を使う工場など）と付記しておりますが、こうした産業用の小売価格も参照しながら、その妥当性を確認すること。

(2) 非化石価値取引市場において発電事業者が得た非化石証書収入について、非化石電源の利用の促進に用いること。

以上の内容で案を整理いただいております。

○原座長 御意見、御質問はございますか。

よろしければ、これはワーキング・グループの意見として決定して、本会議に諮りたいと思います。

○長瀬参事官 それでは、そのように取り進めさせていただきます。

○小室参事官 それでは、議題の3に移ります。

(総務省、文化庁入室)

○原座長 よろしいですか。

議題3「放送を巡る規制改革」に移ります。

私、声が出なくて、お聞き苦しくて済みません。本日は、先般開催した第12回投資等ワーキング・グループでの議論を踏まえ、実施計画の同時配信の著作権、放送コンテンツの製作取引適正化、放送事業者の経営ガバナンスについてさらに御検討状況などを伺えればと思います。

まず総務省さんからお願いします。

○総務省（奈良審議官） まず、著作権処理の円滑化に関しまして、資料に基づいて御説明いたします。お手元の資料をおめくりください。

1 ページ目、本件に関しましては、その後「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」というものを総務省において開催してございます。青山学院大学の内山先生をヘッドに、有識者の方々と私どもで、さらにどう円滑化できるかという議論を進めてきてございます。

主な課題は、2 ページ目にありますとおりでございます。基本的には放送に関しては、

報酬請求権ないし許諾、ネット配信に関しては許諾権で包括許諾契約という形で現状は行っておりますが、課題として大きいのが、いわゆるアウトサイダーと言われる権利者団体が管理していない権利者の個別の許諾を得るところが非常に手間であり難しいということ。そういったものが課題としてあります。

それに関しましては、下の四角にありますとおり、権利情報の確認をいかに効率化できるか、そして、そういったアウトサイダーの方々との個別許諾という問題を、いかにコストを低減できるか。そういったところで、いろいろ工夫できる場所はあるのではないかと考えています。

その議論の形としては、次の3ページ目をご覧くださいと、基本として、文化庁さんにお進めいただいているデータベースの推進、これはまず大きなポイントとしてございまして、これをさらに充実していただくことが大事なのですが、その上で、いろいろ放送で使われる音楽に関して、例えばフィンガープリント技術などを活用して効率的にその音楽を特定し、その上で権利処理についてどう効率化するかということに関しましては、最新の技術であるところのいわゆるブロックチェーン、これによって分散管理的に権利の管理、処理、権利料の支払い、決済まで含めて、そういった仕組みが作れるのではないかと。それによってアウトサイダーの方々の権利処理も円滑に進むのではないかと。こういったことを議論してございます。

これに関しては、4ページ目に書いてありますけれども、それぞれ現状で行っている特に団体ごとの包括許諾、包括支払いといった非常に効率的なやり方は進めていただきつつ、さらなる権利情報の集約化を文化庁さん中心にお進めいただき、他方、総務省としてはフィンガープリント技術、あるいはAI技術あるいはブロックチェーン、そういったものを活用して、主にアウトサイダーの方々の権利処理を円滑化できる仕組みといったものを今後推進していこうということございまして、このような取組を進めていこうとされているところでございます。簡単ですが、現状の検討状況を御報告申し上げます。

以上です。

○文化庁(内藤審議官) 続きますと、この同時配信の著作権処理の円滑化に関しまして、文化庁から御説明を申し上げます。

ただいま総務省さんから御説明がありましたように、本課題につきましては、総務省の情報通信審議会情報通信政策部会を踏まえ、引き続き総務省においてネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会を開催し、今、御説明いただきましたような必要な対策の検討等に取り組まれていることから、文化庁もこの勉強会に適宜参加いたしまして、議論を注視してまいりました。

この勉強会におきましては、放送コンテンツの利用の円滑化への取り組みとして、まずは運用技術面の取り組みから早急に行うべきであるとして、文化庁における実証事業としてさらなる権利情報の集約化が必要であるとされているところでございます。

実証事業につきましては後ほど説明いたしますが、文化庁といたしましても、まずは運

用面の取り組みを着実に進めてまいりたいと考えているところでございます。

これに先立ちまして、報酬請求権化に関しましては、3月27日の投資等ワーキング・グループにおきまして、国際標準との関係について御指摘がございました。このことにつきまして、今回資料3-2に取りまとめさせていただいておりますので、簡単に御説明をさせていただきます。

2 ページ目、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約、通称WPPTにおきましては、実演家及びレコード製作者に関する保護の最低限の基準といたしまして、レコードの複製、オンデマンド配信等に関して許諾権を付与することのほか、インターネット放送も含めたレコードの二次使用に関しまして報酬請求権を付与すること、実演及びレコードの保護期間は50年とすることなどが定められております。

しかしながら、このWPPTは発展途上国を含む約100カ国が共通して保護すべきものとして合意された最低基準でございますので、加盟国はそれぞれの自国の状況に応じて、独自に保護のあり方を定めることが可能でございます。

例えばレコードの二次使用に関しましては、イギリスではレコード製作者に許諾権が付与されているほか、ニュージーランドにおいては実演家及びレコード製作者に許諾権が付与されております。

また、例えば保護期間に関して見ると、日本、EU、そして、韓国等におきましては、WPPT以上に保護期間を長く70年と定めております。

加えて申し上げれば、日本におきましては、放送の関係では「放送事業者」に対して、他人に無断でインターネット送信されない権利を付与したり、条約の保護の対象とならない「有線放送事業者」に関しても、放送事業者と同等の権利を付与したり、放送波のスクランブルの無断解除を規制したりするなど、知財立国として高い水準の保護を行っているところでございます。

このような中で、レコードの二次使用に関する実演家、レコード製作者の権利のみにフォーカスして、日本の保護内容がWPPTで義務づけられたものを上回ることについて問題視するのは、必ずしも適当ではないのではないかと考えております。

3 ページ目は、今、お話ししました実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約の内容でございます。

4 ページ目、コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業について、現在の取り組みを御説明させていただきたいと思っております。昨年4月にも御説明させていただきましたが、文化庁では平成29年度より著作権の適法利用を促進するため、権利情報を集約化し、一括検索できるインフラを整備することが重要だと考え、音楽分野の権利情報を集約した新たなデータベースの構築に向けた実証を行っております。

右下に各年度の取り組みを記載してございますが、29年度はメジャー、インディーズのCD情報について、521万曲のデータを集約するとともに、これを一括検索サイト「音楽権利情報検索ナビ」として開設し、1カ月間の試験公開を行いました。

30年度でございますが、CD情報の拡充に加えまして、これは配信音源の情報についても集約を開始し、前年度から130万曲増の650万曲のデータを集約し、一括検索サイトを1カ月間試験公開し、また、スマートフォンに対応したサイトの機能及び操作性についても改修を行いました。

今年度でございますが、個人クリエイターも含めアウトサイダーの権利情報の集約化にさらに取り組み、一括検索サイトを長期に試験公開し、情報の更新頻度の向上を目指すことを予定しております。

文化庁といたしましては、このような取り組みを着実に進めていくことで、大きな課題であるアウトサイダーに関する権利処理等の円滑化を図るとともに、総務省における関係者の意見集約の状況を注視しながら、著作権制度を所管する立場から、その見直しを含めた問題解決の方策について検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

このネット同時配信の著作権に関して、運用面での改善を進めていただいているということで、これはぜひ引き続きお願いしたいと思います。

一方で、昨年の規制改革実施計画にもう一つ書いてありますのは、この運用面での改善とともに著作権制度の見直し、必要があれば、平成31年度、令和元年度に措置をする、本年度中に措置をすることになっています。今のペースで今年度中に措置ができるのかどうか大変疑問を持っているわけです。

必要があればということですが、必要はあるのだと思います。今、放送については報酬請求権、インターネット配信については許諾権という仕組みになっていて、これまでさんざん議論してきましたように、通信と放送が一体化していく。融合していく。その中で、この制度の差異が同時配信を進めていく上での制約となっているということだったのだと思います。

この議論の途中プロセスで、私たちは、先月でしたか、音楽業界の方々からお話を伺いました。そのときに、音事協さんほか幾つかの団体の方々には報酬請求権のほうに全て合わせるべきだ、いずれも合わせるべきだということをおっしゃいました。いずれにしても、この両方を合わせるべきではないかということについては一致をしていたのだと思います。

必要はあるのだと思っているのですが、この検討が本当に着実に進んでいるのかどうか、どうしたら進むのかどうかをもう一回教えていただけますか。

○文化庁（内藤審議官） まず、放送コンテンツに係る利用円滑化の取り組みとしては、今、御説明しましたように、コンテンツの権利情報集約化に向けた実証事業を進めております。今回の権利処理の課題が生じた一番大きい理由はアウトサイダーに関する権利処理の円滑化ではないかと思っておりますので、このアウトサイダーに係る権利の処理の円滑化につきましては、この実証事業を通じて着実に進んでいくものと考えております。

一方で、制度改正につきましては、総務省の勉強会においてヒアリングが行われたり、先ほど投資等ワーキングで意見を聞かれた旨についてもお話しいただきましたけれども、確かに実演家の意見を代表される方々からは報酬請求権化で統一すべきというお話がありました。一方、レコード製作者の意見を代表するレコード協会からは、許諾権で統一すべきというお話がありましたけれども、基本的には報酬請求権化に慎重な御意向であると考えております。そういう意味で、その方向性も含めて著作権制度の改正が必要であるという統一的な共通理解には至っていないと考えております。

この点総務省において報酬請求権化の取り扱いも含めて引き続き関係者の意見集約に努めていかれるものと伺っておりますので、文化庁といたしましても、著作権課を所管する立場から、その状況をしっかりとフォローし、こうした意見調整の結果、文化庁として可能な限り早急に著作権制度の見直しを含めた課題改善の方策について、その意見調整の結果を受けて検討を進めて結論を得ることとしたいと考えております。

検討スケジュールにつきましては、この前提となる意見調整の状況次第ですので、現時点で見通しを立てることは難しいと考えております。

○原座長 前回、音楽業界の方々から伺って、放送とネット配信で制度を合わせるべきなのだろうということについては一致をしているのだと私は理解いたしました。

通信と放送の融合が進んでいる。これからさらに進んでいく中で、放送とネット配信とで制度を分けておくことの合理性はあるのでしょうか。なぜあるとお考えなのか教えていただきたい。

もう一つは、スケジュールは決められないとおっしゃいましたが、これは閣議決定をしているので、今年度中にやっていただきたいのです。

○文化庁（内藤審議官） まず、報酬請求権につきましては、例えば、自らのレコード、実演が広く利用されることを必ずしも望まない権利者にとっては、利用をコントロールできなくなるという主張を権利者の方々からはいただいているところでございます。そのように、同時配信に際して報酬請求権を進めることにより、みずからの権利行使に多大な影響が及ぶ点で放送とは影響が変わってくるわけでございますので、それに応じて、権利が放送と必ずしも同一ではないという御主張についても、一定の合理性はあると考えているところでございます。

今年度中にやっていただきたいというお話でございますが、著作権につきましては、ある意味、私人の権利でございますので、これを一律に制限するためには相当の理由と権利者の理解が不可欠であると考えております。関係者間で合意が得られない状況にもかかわらず、放送コンテンツの利用円滑化の手段として権利の引き下げを行うことについて、時限を区切って必ず実施するとすることはなかなか難しいと思っておりますので、私どもとしては、意見の調整の結果を受けて、こういった著作権制度の改正が必要なものであるという共通認識を得て検討を進めるべきだと考えてございます。

○原座長 そんなスケジュールを切れないなどというのは閣議決定違反で、本年度中に著

著作権制度の見直しを必要があればやると決めたのです。閣議決定しているのです。今のままでいったらこれは本年度中にできないのではないですか。必要性があるのかないのかについてまだ完全に合意はいただいていないのかもしれないけれども、私は再三申し上げているようにこれは必要性があると思っていますし、議論をした上で必要性があるということになる可能性が極めて高いと思っています。通信と放送の融合が進んでいくわけですから。放送法の改正もなされて、同時配信もさらにこれから拡大していくわけですから。その中で、申しわけないのですが、今の文化庁さんの検討状況では、本年度中に著作権制度の見直しをする閣議決定が守られないのではないかと思うので、改めて次期の答申の中にも書き込むことを含めて、引き続き議論をさせていただく必要があると、きょうは改めて思いました。

一旦ほかの先生方をお願いします。

○角川専門委員 世界的に見ると、携帯で放送を見る、聞くというのは、かなり各国で行われていると思うのです。そこら辺の調査は、総務省あるいは文化庁でされていますか。

○総務省（奈良審議官） 各国の放送事業者がネットでいろいろ配信をやっているという状況は、把握しております。アメリカ、イギリス、フランス、それなりの国で配信しておりますが、それがパソコンで見られているのか、スマホで見られているのか、そこまでの調査はしておりません。

○角川専門委員 私はアジアには最近割と足しげく行くのですけれども、タイや韓国などでも携帯で当たり前放送が見られている、聞かれている状況があると思います。そこら辺で、世界の情勢の中で日本が立ちおくりかどうかという問題意識が大事かと思えます。タイに行ったときに、むしろ放送が遅れてきたことによって、逆にインターネットの時代に先に入ってしまった、インターネットの利用のために必要な放送みたいになっているのですね。結局、アナログ時代に先行していたことが逆に日本の遅れになってしまったことを非常に感じました。

放送事業者が今までインターネットに熱心でなかったというのは、あるいはコンテンツを受容する視聴者の立場から見れば、非常に不幸なことだと思っているのです。そういう点で、日本がどんどん放送というものにかたくな態度をとっているうちに、放送事業者の文化に対する影響力やコンテンツ産業などにおける影響力はものすごく停滞している。そこら辺をもう少し俯瞰的に見て判断する時期に来ていると、これは一般論としてお話ししたいと思います。

そういう点で、放送の分野がかたくなでいると、御存じのとおり、コンテンツはみんなインターネットはもちろんサブスクリプションモデルに移行します。音楽が先行しましたがけれども、映画もテレビドラマもネットフリックスなどはサブスクリプションモデルになっています。今、出版界もアマゾンがサブスクリプションモデルに切りかわってきています。ちょっと話が長くなって恐縮ですがけれども、私たち出版で見ても、将来はサブスクリプションモデルになったほうが、今までの一冊一冊買ってもらうというものよりは非常に

活用が進むと思います。一つ一つ買ってもらうという点では、電子書籍化しても電子書籍化した費用が戻ってこないみたいな状況がありました。ですけれども、アマゾンにサブスクリプションで出したら、残念なのですけれども、途端に非常にそれが回収に向かっているという現実があるのですね。

ですから、放送事業者とさっきから言っている個人の著作権者という立場から見ると、結局、利用が促進されないと、個人的なコンテンツの著作権者にとっても不幸なのです。私はそう思います。もちろん個々に聞くと、武士は食わねど高楊枝で、自分の納得できないことはしなくていいのだと言うのですけれども、本音で言えば、自分が書いた過去作品が収入になることはうれしいわけで、そういう点では世界の動きは許諾権からむしろ報酬請求権に変わっていると思うのです。そこら辺を大局的に見て、そういう判断をしてほしい。

私はコンテンツをつくっている立場ですから放送事業者と同じ立場なのかもしれないのですけれども、そうは言いつつ、そんなふうに思います。ですから、明確に言ってしまえば、放送（ネット？）も極力報酬請求権になっていくほうが望ましいと思います。アナログ時代には放送の場合は個々にそれを捉えることが非常に難しかったわけですが、デジタル時代に入りましたからそれは可能になったので、ぜひそういう方向になることをお勧めしたいと思います。

○文化庁（内藤審議官） 当然ながら、新しいネット社会においてさまざまな機器が使われるような時代に即したような権利処理の円滑化は必要だと考えております。

ただ、今回、大きく問題になっているのは、その権利処理を行うに際して、例えば、レコード協会に加盟している方あるいは実演家の芸団協に加盟している方々については、その団体、集中管理団体と放送事業者の間で契約を結んで円滑な処理が行われているわけですが、それ以外のアウトサイダーの方々の存在、そういうものでなかなか円滑に進まないのではないかということでございます。

こういったアウトサイダーの方々の権利については、単に権利を引き下げればよいということではなく、アウトサイダーの方々の著作物の利用円滑化については、私どもはデータベースを構築しながら進めていきますし、これは着実に進めていかなければいけないと考えています。仮に報酬請求権化したところでアウトサイダーの方々がいるという現実が変わらないわけですので、このアウトサイダーの方々を把握していかなければならないという必要性が減じられるものではないと考えております。

この権利処理について権利者の中で意見が分かれておりますのは、こういったアウトサイダーの方をきちんと把握するような現行の制度での取り組みをやった上で、それでもやはり報酬請求権にしなればいけないのかという議論を進めるべきではないかという方々がいる一方で、報酬請求権化を認めてもいいという方々がいるという状況ではないかと考えております。

前者のような方々がいる限り、私どもとしては、まずは現行の中での運用面・技術面の

取り組みを進めた上で、そういった方々が報酬請求権化をしなければこの問題の解決には至らないと考え方が統一された時点でない、なかなか権利の制度の見直しを着実に進めていくことはできないのではないかと考えておりますので、まずは、今のアウトサイダーの方々も含めた権利処理の円滑化の取り組みを進めていく中で、こういった課題についての御意見の調整も並行して総務省さんとともに進めていきたいと考えております。

○角川専門委員 音楽の場合には、JASRACがありますから、そういうことでつかまえようというところで、そういう事業者がいるわけです。でも、音楽以外の映画であったり、ゲームであったり、本、出版に関しても、インディペンデントな人たちに対してのデータベースができないと対応できないというのは、私は時代的にはもうおこなっているのだと思います。完全なデータベースはできません。例えば、出版でお話しすると、私の父が『源義経』という本を書いたときに、共同著者だったのですけれども、それが講談社から出ていまして、版元から重版したいと言ってきたのですけれども、その共同著者が見つからなかったのです。それで、私は問題が起こったら遺族である私が解決しますからどうぞ重版してくださいと講談社に言ったのですけれども、結果的には講談社がそのリスクを怖がって重版しなかったのです。今回は50年から70年になるわけですけれども、そういうことで考えますと、ますます許諾権は非常に大きな壁になっていくと思います。

今、皆さん方に著作権法のあり方の議論をぶつけて意見を闘わせても余り意味はないと思いますけれども、著作権法講義を読むと、著作権法というものは、基本的には財産法であると思いますので、そこら辺のところはどこかで踏ん切りをつけていくという方針を示されたほうが、いろいろなところでその方向づけに従っていくのだと思いますけれども、どうでしょうか。

○文化庁（水田課長）文化庁としましては、放送の分野でもビジネスモデルについてどうこうというコメントをする立場にはないわけですが、先ほど角川専門委員からも御指摘がありましたような、例えば、サブスクリプションといった形にしても、恐らく音楽の作詞家・作曲家の部分についてもそうですし、それこそ出版についてもそうですが、これは許諾権の中で、契約の仕方として、例えば、一度大きく包括契約をして、その中で自由に利用していただくということだと思いますので、必ずしも許諾権だから遅れているということではなくて、契約の仕方次第で、権利の行使の仕方次第ではかなり自由度が高くて円滑にできるのではないかと考えておまして、今回も関係者の中でも意見が大きく分かれているという中では、そういった現行の中でも、例えば、レコード協会さんとNHKさんとの間で包括契約を進めているということでも十分ではないかといった意見も強くあるわけですので、そこら辺のところをもう少し調整していけば、これまで20年間以上やってきている法律の中で、そこが何か問題になって進まないということが必ずしもその制度そのものの話ではないということも考えられますので、そこをもう少し調整を進めるべきではないかと考えております。

○角川専門委員 そういう判断で結構だと思いますけれども、そういうことであれば、期

限を決めて、大体ここら辺のところ調整しますよというお話になったらいかがかなと思ったりしますが、そうしないと、この重要なコンテンツのインターネットでの放送の活用がとまってしまうということは残念。著作権法で放送のインターネットができない、同時送信ができないということは非常に不幸だと思いますので、ちょっと老婆心みたいな形で申し上げたつもりなのです。

○原座長 ありがとうございます。

角川専門委員がおっしゃるとおり、期限を切るのが大事だと思うのです。文化庁さんが言われているように、アウトサイダーのカバー率を高めていく、合意形成がなされるのを待っている、これであと何年かけるつもりなのでしょうか。総務省が中心になって進めているように、通信と放送の融合は進めていくことになっているわけです。同時配信も推進されるわけですね。その中で、今、放送については報酬請求権でネット配信については許諾権と制度が分かれていて、この制度が分かれていることが同時配信の推進や通信と放送のさらなる融合に対してプラスに働いているとは到底思われないうえです。それがもしプラスに働く要素があるのだったら教えていただきたいのですが。なので、再三申し上げますけれども、この運用面での改善はぜひしっかり早急に進めていただければいいと思いますが、あわせて、この制度の見直し、改正について検討しない理由はないと思っています。

これもくどいようではありますが、昨年の規制改革実施計画の中で、著作権制度の見直しを本年度中に必要があればやるということになっているわけです。なっているのだから、これは本年度中になされるように。先ほどおっしゃったように、難しい話なので期限などは切れませんというのではなくて、これは本年度中と一回切ったのですから、それが進むようにやってほしいです。私は、これは皆様方が閣議決定違反をされないようにするためにずっと申し上げているのです。本年度中に著作権制度の見直しをするために、もし途中段階でマイルストーンを切ったほうが進めやすいのであれば、例えば、どこまでに合意形成がなされて、どうやって著作権制度の見直しについての審議プロセスに入れば間に合うのかどうか、これも含めた工程をきちんとお示しいただければと思いますが、文化庁さんと総務省さんでそれぞれお答えをお願いできるでしょうか。

○文化庁（内藤審議官） 繰り返しになりますけれども、私どもは、当然、閣議決定の御指摘は重く受けとめているわけですが、一方で、著作権制度のあり方についての必要に応じた見直しで、この必要性についての認識を関係者あるいは私ども行政として共有していくためのさまざまな取り組みを進めており、これがまだ至っていないと考えております。

一方で、このデータベースの構築により、先ほど申し上げました一定の契約のルールが前進することにより、著作権処理の円滑化の蓋然性が高まっていくことは一生懸命進めてまいりたいと思っておりますが、あくまでもこの意見調整により必要性について認識をいただいた上で、この31年度中の措置という閣議決定の文言を踏まえた対応ができるよう

に努めてまいりたいと考えております。

○原座長 もう一点、質問なのですけれども、合意形成ができないとその見直しに入らない、必要性はあっても合意形成ができていないので見直しをしないということになるのだろうかと思うのですけれども、合意形成をするために、今、どういう努力をされているのですか。

○文化庁（内藤審議官） まず、必要性については、私どもとして、必要性があっても合意形成がされていないということではなくて、必要性について合意形成がまだできていない状況だと考えてございます。

合意形成につきましては、当然ながら、放送分野のコンテンツの円滑なあり方の一環でされているわけですので、まず、総務省の勉強会の中でそれぞれの関係者間で意見をされたり、あるいはそれぞれの関係者が私どものほうに個別にお話しされたりということをお願いしておりますが、現時点では、この放送のコンテンツの円滑なあり方について、ビジネスモデルの構築も含めて議論を集約していく必要性がありますので、この総務省における検討を前提として、さまざまな選択肢の中でこの著作権制度の見直しが求められる場合に対応を検討するというところで進めてまいりたいと考えています。

○原座長 文化庁さんではまだ合意形成の努力はされていないということですね。

では、一旦総務省さん。

○総務省（奈良審議官） 私どもは、冒頭に御説明申し上げた勉強会あるいは有識者の集まりではございますけれども、そういった検討の途上で関係の事業者の皆さんの意見も直接伺いながら進めております。そうした中であって、例えば、ネット許諾に係る報酬請求権化に関しての意見もいろいろ聞きながらやっております。

勉強会でも、この投資等ワーキングと同様に、音事協、レコード協会をお呼びして意見を聞きました。残念ながら現時点ではまだ対立しておりますけれども、例えば、そういった意見調整、その勉強会が直接ではありませんけれども、私どもとしても、NHK、放送事業者の意見も聞いている。そういった中であって、現時点において合意形成がなされてはいないと。引き続き、そういった関係者の意見集約に、総務省の立場からも精いっぱい頑張っていきたいし、今、頑張っている最中であるところでございます。

○原座長 ありがとうございます。

この点は、総務省さんと文化庁さんでこの必要な措置をきっちりと講じていただけるように、マイルストーンの切り方はどうしたらいいのかといったことも含めて、引き続き御相談をさせていただければと思います。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、文化庁さんはここまでです。ありがとうございました。

（文化庁退室）

○原座長 次に、放送コンテンツの製作取引適正化と放送事業者の経営ガバナンスについて

て、総務省さんからお願いいたします。

○総務省(奈良審議官) まず、放送コンテンツの製作取引適正化に関する取組について、資料に基づいて説明いたします。

1 ページをおめくりください。本件に関しましては、主に左の欄の一番上にあります、私どもが「検証・検討会議」と呼んでいます。舟田正之先生を座長にした「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」をメインのステージといたしまして、さまざまな検討を昨年より進めてございます。並行して総務省フォローアップ調査、あるいは民間の放送事業者や製作会社等で構成される放送コンテンツ適正取引推進協議会も、適宜この検証・検討会議と連携する形で去年より論点整理などを進め、本年は、年が明けてから現在、まさに「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の見直しを中心に議論が進められているところでございます。

まず、どこに課題があるのかということに関して、本規制改革推進会議からもしっかりと直接実態調査をして課題を浮き彫りにしながらやっていきたいと思いますという御指示がございました。次のページに、まず、去年の夏から秋にかけて行いました個別のヒアリングの結果といたしまして、主に2つがあります。1つ目は下請構造が放送ではどうなっているのか。他の分野ではかなり複雑な下請構造になっている分野もあるようでございますけれども、私どもがヒアリング等をした結果では、かなりの部分が一次下請で、二次下請でほぼ終わっている。ドラマ、バラエティのテレビ番組に関してはそういった下請構造になっているようでございます。また、その下請取引そのものに関してどういう課題があるのかということに関しては、その下、取引価格の設定等と書いてございますけれども、事前協議が十分でないというケース、見積書が作成されていない、あるいはさまざまな交渉事が「相場観」「値頃感」などによって行われることが多い。著作権の帰属等や取引内容の変更・やり直し等についても、十分な事前協議の有無に関して放送局と製作会社で一部認識の差異が、ヒアリングにおいても見られたところでございます。

それを踏まえまして、さらに検証・検討会議での議論、あるいは私どものフォローアップ調査を進めていまして、現在の私どもの課題の整理といたしましては、次のページで集約してございます。幾つか観点はございますけれども、例えば、主な観点といたしまして、書面の交付に関しては、差異が見られまして、多分そこはなぜかといえば、下請法対象外の役務委託などの案件において書面の交付がなかったことがあると回答した者が製作会社側にあったのではないかとということが推測されております。取引価格の決定、著作権の帰属、取引内容の変更・やり直しですけれども、いろいろと書いてございますが、集約して申し上げますと、十分に適正に協議をしながら決めていくということになっておりますけれども、その協議等に関して、放送事業者は十分にやっている、他方で製作会社方は十分にやっていないといった意識の違いが見られることが確認されてきております。さらに、一番下の「その他」では、いろいろなヒアリングをしていますと、放送事業者の法務・コンプライアンス部門と製作現場での意識の違いもあるようなケースがあるのではないかと

といったことも浮かび上がってきております。

こういったことを踏まえまして、4ページ目におきまして、ガイドラインの改訂を、今、作業をしてございまして、現在、パブコメ中です。10年ぶりの大きな改正になりますので、細かく申し上げるといろいろ改訂します。大きなところが5点、全体構成の見直し、これまでは問題となり得る事例を中心に解説をしているという形でしたけれども、今後は、主要な論点、取引価格の決定、著作権の帰属といった論点ごとに、制度はこうなっていて、こうだよということを書き直すという大幅な構成の見直しを行っております。また、対象範囲・定義の明確化におきましても、もとよりかなり難しい仕組みである下請法等の制度に関して、できるだけわかりやすく丁寧に対象範囲・定義の明確化を行っております。その上で、先ほど課題のところでも申し上げましたが、さまざまな論点やポイントにつきまして、事前に十分に協議をすることが何よりも大事なわけですけれども、それが必ずしも十分に行われていないという制作会社の意識、やっているという放送事業者の意識の違いが出てきていますので、ここは強調し過ぎてもし過ぎではない。事前協議の重要性を、各項目、取引価格の決定、著作権・二次利用窓口業務の取り扱い等々、ここにおきまして、それを徹底的にガイドラインの中に盛り込んでございまして、これまでのガイドラインでは十分ではなかったベストプラクティスを充実するとともに、大分大部になってきますので、現場への浸透ということを考えて、概要版を今回は作成しようとしてございまして。さらに、※印が書いてございましてけれども、現在のガイドラインも十分に浸透していない、伝わっていないということは、さまざまなアンケート調査から出てきておりますので、ガイドラインを改訂するわけですけれども、この改訂したガイドラインの周知、遵守の徹底を、お願いベースではなくて法的に図れないかといったことも、現在、検討しているところでございまして。

放送コンテンツの制作取引適正化に関しての現在の取組状況は、以上でございまして。

続きまして、もう一つの資料でございまして。テレビジョン放送事業者の収支状況等について、概観の御説明を申し上げます。

1ページ目に、全体像として、平成29年度の数字が並べてございまして。赤いところが昨年度からの差でございまして、赤字になってございまして、全体として、決して大きな数字ではございませんが、少しずつ28年度から29年度で減っているということが全体を見てとれると思います。

具体的に収支がどうかといいますと、2ページ目をご覧くださいますと、テレビジョン放送事業者で赤字社は2社のみです。これは特殊要因で赤字になってございまして。他方で、ラジオ放送事業者は相当赤字社が増えてきているということが見えます。

3ページ目では、営業損益・経常損益・当期損益の推移を書いてございまして、右肩上がりというのでしょうか、徐々に緩やかにリーマンショックから回復してきたところが、足元で少し減ってきているということがございまして。

4ページ目には、それを売上高営業利益率で見えていますけれども、ここの4ページの資

料のポイントは、赤い点線で書いている全産業平均よりもテレビ全体ないしは地上系全体が、ちょっとですけれども、上に来ている。他方で、ラジオはいずれも下といったことが経営的な状況として見てとれます。

次に、事業の経営の構造ですけれども、5ページをご覧ください。右半分ぐらいがいわゆる地上波民間放送事業者ですけれども、御案内のとおり、これはほとんどが広告費で成り立っております、NHKは受信料です。その他、BS、CS、ケーブルテレビ等々は有料放送も行っておりますので、そういった収入構造になってございます。

この大部分の地上波民間放送事業者の経営の基盤であるところの広告費は、6ページをご覧くださいますと、基本的には横ばい状態の中で、インターネット広告費が急速に伸び、昨年の数字といたしましては並んだと言えるのだと思います。平成31年、令和元年に関しては、きっとインターネットが抜くのではないかとされているところでございます。

そういった中におきまして、時間の関係もあるので、7ページを飛ばして8ページをご覧くださいますと、民放連の予測でも、当面、収入は、若干ですけれども減っていくという予測もございます。

そうした中であって、9ページを飛ばしまして10ページをご覧ください。メインの放送事業以外のその他事業収入の推移を書いております。いろいろ凸凹はありますけれども、全体を俯瞰して見ていただきますと、右肩に緩やかに上がっているということでございまして、放送事業以外の収入を模索しているということが言えると思います。

次に、ローカル局の経営状況でございますけれども、まず、収入構造といたしまして、11ページをご覧ください。テレビについて申し上げますと、ネットワークタイムはキー局から流れてくるお金になります。本社スポットとローカルタイムは地域でローカル事業者が獲得している収入です。東京等支社スポットは、これはローカル局が獲得しているのですけれども、獲得先は東京の巨大広告主、企業でございますので、このネットワークタイムと東京等支社スポットがいわゆる東京で上がってくる収入がローカル局に入っているという経営構造、収入構造がございまして。

12ページは、ローカル局の収入規模と人口との相関図でございまして、これは相関しております。人口が多い・少ないで収入の増減があるということでございます。

最後、株主の状況につきまして、14ページ、15ページで御説明いたします。放送事業者は、10%を超える株主は公表されているのですけれども、これを俯瞰して見ますと、14ページ、10%を超える株主がないというものが21社おられます。1者が42社、2者が35社ということで、大部分の社においては、10%を超えて、要するに、相当程度株主を占有している者がある。逆に言うと、少ないのですね。株主構成としては分散しているということが見てとれます。

同じようなことを別の切り口から整理したものが15ページでございまして、筆頭株主の保有割合ですね。10分の1以下が21、10分の1超～3分の1以下が81ですから、ほとんどが3分の1以下に入り込みますので、筆頭株主もそれほど大きな比率を占めているわけで

はないことがわかります。放送事業者も、過去に設立の経緯がございますので、地元の中でいろいろな経済界等々の中でいろいろな方に株主になっていただきながら、設立され、経営・運営されているのだらうということが見てとれると思います。

以上、御指示いただいたことに関しまして、概要を御説明いたしました。

○原座長 ありがとうございます。

まず、番組制作からお伺いしたいと思います。これも、昨年来、議論させていただいてきた話でございます。例えば、取引価格の決定、著作権の帰属などに関して、放送事業者側と製作会社側の認識の違いがあることについて、ヒアリングでさらに実態を聞いていただいたということでございます。

これも去年から私たちが伺っている中でいろいろと聞いていたことですが、例えば、価格については、一応協議をやっているとはいっても、放送事業者からこの価格と言われたら実際にはそれに逆らえないとか、著作権の帰属に関して、これも一応協議をしている、あるいは契約の中に書いてある、契約で合意したことなのだというにはなっている、実態としては、著作権は放送事業者にあるということが既成事実になっているといった、そこが課題だったのだらうと思います。

今回のガイドラインの改訂案で事前協議の重要性を強調していただくということなのですが、端的に言えば、これで変わるのでしょうか。

○総務省（奈良審議官） このガイドラインをいかに周知徹底できるかということだと思っています。ガイドラインの内容は、今回、アップデートをいたしますので、今までのガイドラインもそんなに悪いことが書いてあったわけではなくて、それをよりよくすることですね。

ポイントは、やはりいろいろな人が言っています、製作会社も言っていますし、放送事業者も言っていますけれども、周知徹底ができていないと。製作現場に浸透していない。結果的に、今、原座長がおっしゃったような適正な協議といったものが行われていないという声が上がってくるという背景になっていくのだと思います。

そういった意味で、数も多いですし、特に製作会社の数は多くございますので、いろいろな研修会も、少ない人数でいろいろ仕事をしていてなかなか研修に出づらいつつとか、そういった声も上がってきていますが、そういった課題を乗り越えて、いかに放送事業者だけではなくて製作会社も含めてこれを徹底できるかというところだと考えています。

○原座長 事前協議が重要だということは、これまでもされていたわけですね。これで変わるのですか。

同じお答えになるのかもしれないので加えて申し上げますと、昨年、私たちがこの議論をしていたときに、慶應大学の石岡教授から御意見をいただいて議論をしておりました。今回のガイドラインについて、今日は資料配付が間に合わなかったのですが、御意見をいただいています、また次の会議以降の機会であわせて御紹介できればと思います、ポイントだけかいつまんで申し上げれば、この取引適正化の問題、10年以上前から議論がされ

ていて、不適正な取引慣行の改善は進んでこなかったと。その中で、今回のガイドラインによる対応だけでは不十分なのではないか。昨年の第3次答申の中にもあったわけですが、新たな取引ルールの形成について、法的措置も含めた検討が必要なのではないか。また、独立した監視機関の設置も必要なのではないか。なぜかという、放送事業者は製作会社よりも優越的な立場にあって、製作会社が不満を持って直接訴訟を起こしたり、会社名を開示して公正取引委員会や中小企業庁などに対応を要請することは、これまでの取引関係を考えると事実上困難である。その中で、これまでの体制とは異なる新たな取引の適正化が必要なのではないかという意見をいただいております。

この内容に関しては昨年の第3次答申の中でも盛り込んでいて、ガイドラインの見直しは行っていただくほか、取引の透明性向上とさらなる適正化のために、法的な措置を含めて新たな取引ルールを策定する。もう一つが、中立性、信頼性を有するコンプライアンス向上の体制整備、苦情申し立て窓口の設置や違反・不適正と判明した場合の情報開示などの必要性についても検討することになっていて、これはいずれも本年度の上期に結論を出していただくことになっています。

今回、ガイドラインの見直しについてのお話はいただいたわけですが、この法的な措置を含めたルール策定、また、コンプライアンス向上のための体制の整備についての検討状況を教えていただけますか。

○総務省（奈良審議官） 法的な措置に関しましては、先ほどもさらっと触れてしまっただけなんですけれども、今回、ガイドラインを改訂いたしますけれども、私どもとしては、さまざまに去年から調査等してきた結果として、このガイドラインを改訂した上で、いかに遵守徹底を図るかというところが大事だろうと思っております、そこがきっとできれば効果が出てくる。そのためには、単にガイドラインをつくって頑張っただけではだめではないかということで、このガイドラインの遵守の徹底を法的な枠組みの中で、より強力に、どこまでいってもお願いベースなのかもしれませんが、そのお願いレベルを上げることによって、成果を出していきたいと考えてございます。

コンプライアンスのところに関しましては、私どもには今までそういう仕組みはなくて、専ら中小企業庁の中にある一般的な窓口はあるわけなんですけれども、この放送コンテンツ、製作取引分野においてコンプライアンスを徹底するための相談窓口といったものがどうやったらできるかということに関しては、予算要求をさせていただきまして、それが今年度についてございます。まずはトライアル的にその予算を活用しながら、この指摘に対してやっていきたいと考えてございます。

○原座長 まだ伺いたいことはあるのですが、角川さん。

○角川専門委員 このガイドラインについては、公表されるのですか。

○総務省（奈良審議官） もちろんでございます。

○角川専門委員 では、私たちに示していただけるわけですね。

○総務省（奈良審議官） 現在、パブリックコメントにも示しております。それが終わっ

たら、もちろんでございます。

○角川専門委員 資料として配付してもらえますか。ありますか。

○総務省（奈良審議官） 本日は、参考資料として、現在パブコメにかかっているガイドライン案の概要版を参考資料として4枚物がついてございます。

○角川専門委員 きょうの議論を聞いていると、デジャヴュのように10年前を思い出すのです。前にも議論がこういう形で起こって、結局、下請法ができたのです。そのとき、下請法は放送事業者のためにつくられるのだと思っていたのですけれども、何と映画界にも出版界にも適用されて、KADOKAWAなども公正取引委員会の指導が入って、結局、下請事業者につくってもらっていたテレビ番組表、これはテレビガイドなのですけれども、それも結局自社でつくらないと、下請法で問題にされると困ると。つまり、下請法によると、1億円以下でしたか、著作権が相手に残ってしまうような形になってしまうこともあって、結局、自社で番組表をつくらなければいけないなどということになったことを思い出して覚えているのです。今回も、このガイドラインの下請法は公取の管轄だと思うのですけれども、残念なのですよね。結局、出版社や映画会社まで巻き込んで下請法ができたのに、それほど変わっていなかったという事実を突きつけられて、非常に残念な感じがします。

これについても、KADOKAWAも放送事業者から下請をされて番組をつくっている立場ですし、民放連の映画会社の皆さんもつくっています。ですけれども、映画会社やKADOKAWAの場合には資本金が大きいということで、受注されるという形で下請法のガイドラインに適用されない形で受けています。ですから、そこら辺は、一つ今回は分析されたらどうかと。

私は、コンサルタントを入れて実態の調査をされたほうがいいと思います。かなり製作会社の側からいろいろ意見が出れば、製作会社は力が弱いから、なかなか総務省さんが調べても本音を言わないとか。放送局が怖いですから。でも、コンサルタントであれば割と率直に言うかもしれません。そこら辺のところをお勧めしたいなど。

前の下請法ができたときのことを思い出すと、実際には下請法ができたから急に放送局のほうが変わったという実感もなかったのが事実ですので、その上でガイドラインを最終的に決められるほうがよろしいのかなと思います。実態はなかなか大変なものですから、それをお勧めしたいと思います。

○総務省（奈良審議官） 今回のガイドラインの改訂に当たりましては、単に有識者と団体の代表だけでやっているわけではなくて、もちろん案はそこでつくりましたけれども、パブコメにかける前に、一旦関係団体の会員社に、代表が来て議論しているわけですが、個々の会員企業にも意見照会を改めて時間をかけてやっています。その上で、さらに、要するに、団体に入っていない方がたくさんおりますので、今、パブリックコメントをさらにかけているということでございまして、そういった意味で、角川専門委員がおっしゃったことにストレートではありませんけれども、できるだけ意見を集約するという努力はさせていただいております。

また、今、資本の関係ではおっしゃるとおりでございまして、下請法は基本は特例法な

ので、資本関係の条件が当てはまらないと下請法にはかからなくて独禁法のみになってしまいます。その中で、例えば、書面の交付でよく問題になるのですけれども、どうもいろいろ調べてみると、下請法の適用にならない。まず、製作会社の資本が大きかったり、そういったときに、下請法上、その書面の交付の義務がかからないのですね。そういったときに、意図的ではないと思うのですけれども、書面がなかったりすることがどうもあるようでして、その場合、放送事業者は下請法違反をしていないのですけれども、製作会社側としては、書面はもらっていないよねということになる。これに関しても、この検証・検討会議で議論になりまして、下請法にかからないにしても、特に問題になったとき、紛争になったときに書面があったほうが紛争解決につながるわけで、そういったいろいろな意味で、できるだけ書面を交付することが推奨されるのではないかという議論になりまして、いろいろ議論はあったのですけれども、現在のガイドラインにはそのことも記述してございます。

○角川専門委員 わかりました。

○原座長 角川専門委員のおっしゃるように、まさにこれはデジャビュで、ずっとやっている議論なのだと思います。

それで、下請法をつくっても実態がなかなか改善しなかった。これは、適用対象が限定的で制約されているといった課題があったわけですね。そうした中で、今回、法的な枠組みでさえないガイドラインを改正して、事前協議が大事ですよという、これで何か変わるかは、私は全く思わないです。事前協議をやっても、問題の根源は、協議をする主体間で力の差がある。放送事業者と製作会社の間に力の差があるということが問題なので、これは協議をしても変わらない。全く変わらないとは言わないまでも、本質的なことがなかなか変わらない可能性が高いのだと思います。

それで、私たちは、先ほど申し上げましたように繰り返し申し上げているのは、力の差を解消する、補完するような方策が必要なのではないか。その一つが法的な制度、これは下請法の適用対象を見直すといったこともあるのかもしれないし、昨年、議論したときには、建設業法のような新たな枠組みといった議論もしましたけれども、そういった法制度が必要なのではないかということが一つ。もう一つが、力の差のある人、弱い人が駆け込めるような場をきちんとつくる。これは必須ではないかということをお願いしてきたわけです。

先ほどのお答えは大変不満足でありまして、法的な制度については、ガイドラインはお願いベースなのだけれども、それでとりあえず頑張ってみようと思いますということだったのですが、それでは足りないと思いますので、ぜひこれは今年度上期の間に、取引ルールの策定については、ぜひ引き続き十分に議論をいただきたいと思います。

また、このコンプライアンス体制、苦情申し立ての窓口などについて、実証事業でやってみるということでもございましたが、これは必ず必要だと思いますので、そういった枠組みのあり方についても、ぜひ今年度上期の間に引き続ききちんと議論をいただけたらと思

います。

○角川専門委員　くどいようですけれども、製作会社は、いろいろな分類がされていいと思います。先ほど申しあげましたように、映画会社が製作会社になって受注している場合もあります。もう一つは、放送事業者がみずから100%に近い形で製作会社を運営しているケースもあります。その2つを除いたところで、零細なというか、下請会社、製作会社の場合、大手の製作会社と非常に資金繰りにも困っているという製作会社に分かれると思います。

大手のほうの製作会社は、具体的な名前は挙げられないのですけれども、M&Aをしてほしいという形で、KADOKAWAに来たことがありました。そのときに、これは4年ほど前になるのですけれども、KADOKAWAも買収しようという形で動いたのです。そのときに、こういう議論を私も経験していましたので、これはうろ覚えで申しわけないのですけれども、3年間たった製作会社に権利が移行することになっていると、放送というか、コンテンツの著作権が移行するということがあったと思いますけれども、そのことで、その製作会社は自分がこのコンテンツを持っているのだ、放送コンテンツを持っているのだということで、M&Aをしてほしいと持ち込まれたのです。でも、具体的には、そこは大手でしたから、幾つかの民放会社に受注先が分かれていたのですけれども、そこで交渉をしている現場、放送局に確認をしたのですね。我々が買って、放送権は移管されたとみなしていいかどうかと。残念ですけれども、そのときには、具体的な局の名前は挙げませんが、我々は認められないという返事が来て、結局、そのM&Aを断念したことがありました。それが実態なのです。

結局、その会社をM&Aをしても、今度はその著作権が移管したと断念しているというテレビ局との間で今度は紛争が起こったりしますと、我々は受注業者で、資本金があっても同じような受注業者になって、発注がとめられると困るということで断念したことがありました。そういうことも総務省さんには知ってもらいたいなという気持ちがあります。それで、もう一回調査を第三者に任せてさせて、それで実態を知ってほしいなということで申しあげました。

○総務省（渋谷課長）　この業界では、放送コンテンツ適正取引推進協議会という全ての放送関係団体と全ての製作会社関係団体が入っている協議会が2年前につくられまして、共同のテキストをつくって、共同のホームページをつくって、一緒に講習会をやっているという動きを本当にこの1～2年で加速させています。

そういうことで、我々としては、民間主導で、製作会社もすごく一生懸命にこの適正取引に取り組んでいらっしゃいます。こうした動きに水を差すようなことはしたくない、むしろ応援していきたいと思っていまして、それでこのガイドラインも全ての関係団体を入れて意見を聞いて、丁寧に毎月一生懸命議論をしてこのガイドラインにまとめてきております。それを守っていただいて、皆さん、この新しいガイドラインをこの協議会で守っていくのだということを決意表明されていますので、まずはそういった動きを見守っていた

できればと私たちは思っています。

○原座長　くどのようなのですが、これは実効性が上がらないといけないと思います。私は先ほど法的な枠組みの話も言いましたが、法的な枠組み以外で、ガイドラインで改善していけるところもさらにあるのかもしれませんが。

ただ、事前協議をしっかりとやってくださいというだけではなくて、より実効性を高めるための方策が必要なのではないか。事前協議をする中で、いかにその弱い立場の人が主張をきちんと貫徹できるような、きちんとぶつけられるよう枠組みをつくれるのかといったことも、もう少しお考えいただく余地があるのではないかと思いますので、これは申しわけないのですが、引き続き御検討をお願いできないかと思います。

これは55分までだったのですね。私が時間を延ばしてしまって申しわけございません。

ガバナンスのほうについては、時間もなくなってきたので、私から1点だけお伺いしますが、特にお話しいただいた中で、ローカル局などを含めて人口が減っていく中で、これからの経営構造は、決して楽観的な状況ではないということだと思います。その中で、10%以上の株主については開示をされているというお話がございました。一方で、民主主義の基盤として不可欠なローカル局、キー局も含めてですけれども、このテレビ局の経営基盤を考えたときに、この開示制度をさらに拡充していくことはお考えになる可能性があるのかどうか、教えていただけますか。

○総務省（奈良審議官）　放送事業者にはもとより放送法の規律がかかっています。また、私どもはさまざまな免許をする上で株主構成等の情報も得ております。そういった中であって、放送法、電波法に基づいて、そういったいただいた情報に基づいて、日々の許認可、特に5年ごとの再免許といったものをやってきてございます。そういった意味で、私どもとしては、そういったものは把握してございますけれども、開示と座長がおっしゃっているのは、多分世の中にオープンにするということだと思うのですけれども、そこはまたちょっと次元が違う話であって、他方で、全く開示しないというのも透明性という意味では如何かということで、現在、10%超というところは開示しているということございまして、ここはほとんどの事業者が上場していないということも総合的に勘案すると、現在の仕組みの中で私どもとしてはやらせていただきたいと考えてございます。

○原座長　上場会社についての開示制度と放送局、民主主義の基盤としての役割なども果たしている、公共的な役割を相当程度果たしている放送局の開示制度は別に考えられるべきことではないかと思しますので、きょうは、済みません、時間が延びてしまいましたので、引き続きこの点は議論させていただければと思います。

ありがとうございました。

（総務省退室）

○原座長　最後に、第5次答申の構成案ですね。

参事官、お願いできますか。

○小室参事官　それでは「規制改革推進に関する第5次答申（投資等分野）における構成

(案)」でございますけれども、資料4でございます。

これまでのワーキング・グループにおける議論を踏まえまして、投資等分野の答申構成案につきましては、資料のとおり、1つ目が教育における最新技術の活用、2つ目がフィンテックによる多様な金融サービスの提供、3つ目が電力小売市場の活性化、4つ目が地方創生のための銀行の出資規制見直し、5つ目が重点的にフォローアップに取り組んだ事項ということで、この構成に沿って、今後、答申案の作成を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○原座長 よろしゅうございますか。

では、どうも大変ありがとうございました。